

## 農政産業観光委員会会議録

日時 平成29年10月2日(月) 開会時間 午前10時02分  
閉会時間 午後2時07分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 塩澤 浩  
副委員長 猪股 尚彦  
委員 中村 正則 渡辺 英機 望月 勝 杉山 肇  
久保田松幸 水岸富美男 土橋 亨

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

観光部長 樋川 昇 観光部理事 仲田 道弘 観光部次長 市川 美季  
観光企画課長 内藤 梅子 観光プロモーション課長 大久保 雅直  
観光資源課長 小田切 三男 国際観光交流課長 古谷 健一郎

農政部長 大熊 規義 農政部理事 相川 勝六 農政部次長 奥秋 浩幸  
農政部技監 渡邊 祥司 農政部技監 土屋 重文 農政部副参事 福嶋 一郎  
農政総務課長 山岸 正宜 農村振興課長 八巻 武正  
果樹・六次産業振興課長 武井 和人 販売・輸出支援室長 草間 聖一  
畜産課長 鎌田 健義 花き農水産課長 原 昌司 農業技術課長 安藤 隆夫  
担い手・農地対策室長 中村 毅 耕地課長 清水 一也

公営企業管理者 赤池 隆広 エネルギー局長(企業局長併任) 宮澤 雅史  
企業局次長(エネルギー政策推進監併任) 秋元 達也 企業局技監 日向 一郎  
エネルギー政策課長 杉田 真一  
企業局総務課長 櫻井 順一 企業局電気課長 浅川 晴俊

産業労働部長 佐野 宏 産業労働部理事 弦間 正仁  
産業労働部次長 渡邊 和彦 産業労働部次長 飯野 正紀  
労働委員会事務局長 清水 正  
産業政策課長 初鹿野 晋一 商業振興金融課長 高野 和摩  
新事業・経営革新支援課長 内藤 裕利 地域産業振興課長 津田 裕美  
企業立地・支援課長 一瀬 富房 労政雇用課長 上野 睦  
産業人材育成課長 細田 孝  
労働委員会事務局次長 鈴木 昌樹

### 議題

- 一 委員長の辞任について
- 二 委員長の互選について
- 三 付託案件について  
第58号 山梨県登山の安全の確保に関する条例制定の件  
第61号 山梨県公営企業の設置等に関する条例中改正の件

第62号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、去る9月21日に久保田委員長から委員長の辞任願が提出されたため、山梨県委員会条例第9条第1項の規程により、猪股副委員長が委員長の職務を代行し、委員長の辞任について審議し、許可された。

続いて、委員長が欠員となったため、委員長の互選を行い、互選の方法は指名推選により行うことと決定され、塩澤浩委員が指名され当選した。

塩澤委員長の就任あいさつに引き続き、委員長の職務を猪股副委員長と交代した。

続いて、委員会の審査順序について、観光部関係、農政部関係、エネルギー局・企業局関係、産業労働部・労働委員会関係の順に行うこととし、午前10時7分から午前10時47分まで観光部関係、午前11時00分から午前11時28分まで農政部関係、午後1時00分から午後1時12分までエネルギー局・企業局関係、午後1時30分から午後2時7分まで産業労働部・労働委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 観光部

第58号 山梨県登山の安全の確保に関する条例制定の件

質疑

渡辺（英）委員 登山の安全ということで、登山条例が制定される運びになったというのは大変いいことだと思います。本会議でもこの件に関してはいろいろな皆さん方が関心が高いと聞いておりました。他県のこの登山条例と本県の登山条例の特徴というものについて、まず伺いたいと思います。

小田切観光資源課長 他県では、既に6県におきまして、こういった登山届の条例が制定されております。具体的に言いますと、これまで昭和41年、今からもう50年ぐらい前になりますけれども、富山県の劔岳、あと群馬県の谷川岳で条例が制定されております。あと、平成26年に岐阜県が北アルプスや御嶽山などについて条例を制定しております。あと、平成27年に新潟県の焼山、これは火山でございますが条例を制定しております。あと、長野県も平成27年に長野県全山につきまして条例を制定しております。あと、今年度でございますが、石川県が白山という、これも火山でございますが、届け出を義務化するような条例を制定しております。

特徴というお話でございますが、このうち長野県は安全対策と観光振興でございまして、他の5県は遭難防止を主たる目的とした条例としております。本県の条例につきましては、長野県の条例に近いことにはなりますが、登山の安全に関する知識の普及やみずからの安全はみずから守るという登山者の意識の高揚などによりまして、安全な登山の実現と山岳観光の振興を図ることを目的としております。

渡辺（英）委員 御説明いただきました他県6県があるということですが、特徴の中にみずからの安全はみずから守るというような思いが強いなという思いがいたしま

した。この自身の安全を守るという意識の高揚、これが大事だなということはおわかりましたけれども、自分が登山届を作成する、そして提出する。どういうことを記載するかよくわからないのですけれども、提出するということがどう安全に結びついていくのか、その辺を伺いたいと思うのですが。

小田切観光資源課長 今回の委員からの御質問に関してのお話ですが、登山届に記載するという行為がどうして安全登山に結びつくのかというお話でございます。まずは登山をしようとする場合、まず山を知らなければ登山届というのは作成はできないので、まず地形や山の情報を詳しく地図等で調べることが大事になっております。次に、自分の体力や経験から、それが適切な山なのかどうかということを考えて、それが自分に合っているとすれば、自分に合った具体的な行程を作成することとなります。さらに、季節に合ったその山での装備を考えなければ、登山届というのはそういったことを書くものでございますので、それは自分でチェックした無理のない要注意地点を考えた上での登山計画を記載することになります。安全な登山に結びつくということとなります。

渡辺（英）委員 いろいろな考え方がされているようですけれども、ぜひ安全登山ができるように取り計らいしていただきたいと思えます。

もう1つの大きな目的の中に、この登山条例をつくることによって本県の観光の振興を図りつつ。ここが多分、他県とは大分違うのではないかと思いますが、この辺の意気込みというか取り組みについて伺いたいと思えます。

樋川観光部長 御案内のとおり本県は世界文化遺産の富士山をはじめまして、四方を3,000メートル級の山々で囲まれております。また、その周辺には山歩きですとか散策などに適した低山、登りやすい山や山域が広がっている、本当にさまざまなタイプの登山が楽しめる日本屈指の登山の観光県でございます。しかしながら、近年は冬場における遭難事故の件数が年々増加しておりまして、この9月議会に安全登山の確保に関する条例案を上程をさせていただいているところでございます。条例案が制定されますと、山梨県は登山の安全が確保されるように県全体で努力をしていることが県内外または国内外に周知をされます。登山者から見た本県への山の安心感が広がることから、より多くの登山者の来訪、または滞在が促進をされると考えております。

観光部といたしましては、本県の恵まれた山岳資源を活用して、観光振興を推進するために条例に基づく実効性のある運用を図ってまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第62号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

（安全登山体制整備事業費について）

渡辺（英）委員 さっきの条例案とセットということで、マル新、安全登山推進事業費が盛り込まれています。まずもうちょっと詳しく知りたいと思うのですが、この協議会の設置

ということで、ちょっとまだわかりづらいかなと思うので、詳しい説明をまずお願いしたいと思います。

小田切観光資源課長 条例制定の2年後には登山届の義務化が、想定される3つの山岳で始まります。義務化しています先行県におきましては、義務とする以上、登山届を出してもらったものをチェックして返すといったようなことを登山口などで指導監督する体制を整えております。本県では山岳関係団体や関係市町村、県警察などとともに、そうした体制が今現在ありませんので、それをつくっていかねばなりません。その体制づくりをするための協議をするのと、あと、安全登山の普及啓発についても連携できますように義務化に向けてそういった体制を整備していくというための協議会の設置ということになります。

渡辺（英）委員 よくわかりました。あと、その次にある冬期登山実態調査ということですが、これは何を把握しようとしているのか、調査の内容について伺いたいと思います。

小田切観光資源課長 厳冬期の3つの山岳におきまして2年後には義務化が想定されますが、厳冬期にどの程度の登山者がいて、登山届を実際どのくらい出しているのかということが、また、登山経験はどのくらいの方が多いのかということが現状では山岳関係者などからお話を聞く部分が非常に多い状態でございます。そのため、3つの山岳の登山口でサンプル的ではございますが、土日を中心に実際に登山口で登山届を出してきましたかとか、あと、登山経験はどのくらいありますかということ聞き取りによる調査を実施しまして、あわせてそれが登山者数のカウントということにもなるのですが、2年後の届け出義務化に向けた登山口での指導監督体制のあり方を検討するための資料に活用していく予定でございます。

渡辺（英）委員 なかなか大変かなと思うんですね。よくそれはちゃんとした体制を整えてしていただきたいと思います。

あと、この登山ポストの設置ということですが、ポスト以外にやっぱり受付場所が必要であろうかと思うのですが、今後どのようにして皆さんの提出した登山届をちゃんと受け入れられるシステムをつくるのか、その辺について伺いたいと思います。

小田切観光資源課長 本条例の施行によりまして、富士山、南アルプス、八ヶ岳を想定しておりますが、そういった山域に立ち寄る登山者につきましては、あらかじめ登山の届け出を知事に出していくということに厳冬期についてはなりません。登山の届け出の方法としましては、まず一般的な紙の登山届というのがございます。それは今も登山ポストというものはあるにはあるのですが、そこに出されたものは基本的には現在は警察のほうで回収をしております。今後は登山ポストに出されたものを今度は知事というか観光部のほうで回収していくことになるのですが、登山の届け出の方法としましては、登山ポストに入れるということ以外に、郵送とか、あと、メールやファックスといった方法、あとスマホを活用した電子申請といったことも方法としてはありまして、そういったものも登山届を出したという形に条例の中ではする予定になっておりますが、そういった種類の登山届の提出をもちまして、基本的には観光部にそういったものを集めていくということになります。

（安全登山普及啓発事業費について）

渡辺（英）委員 条例ができてから施行するまで1年ないし2年ということですが、準備期間も含

めて、そういう意味では万全の体制を整えるように努力してもらいたいと思います。

もう1つ、普及啓発事業というのが載っています。大事なところというか、よく徹底しなければならないのは、県外の登山者だと思うのですが、このあたりに対してはどのような考え方をしているのか伺いたいと思います。

小田切観光資源課長 確かに条例を制定しますと、基本的には県内の方々には周知をしていくのですが、県外への周知の方法というのが非常に難しいものがあるかと思っております。ホームページやSNSで情報を発信するとともに、チラシやポスターを作成しまして、遭難者が多い東京や神奈川などの大手スポーツ用品店に掲出や配付を依頼するとともに、登山専門誌などへの広告を考えてございます。あと、登山口の最寄り駅、例えば甲府駅だとか大月駅だとか、そういったところや、またサービスエリアなどにポスターを掲示しまして、県外からの登山者に対しまして周知を図っていきたいと考えております。

(富士スバルロッジ躯体解体事業費について)

渡辺(英)委員 よくわかりました。安全登山の推進に向けて御努力をお願いしたいと思います。

このロッジに関して。懐かしい建物です、私にとりましてね。そういう意味ではここで解体されるということですが、さっき50年ぐらいたっているという話でしたね。これまでどのような利用を主にしてきたのか、その辺あたりもちょっと伺いたいなと思うのですが。あと、建てたのはいつごろ? 詳しいことを知りたい。

小田切観光資源課長 富士スバルロッジにつきましては、富士スバルラインが開通しましたのは昭和39年でございます。なので、50年以上前になるのですが、その翌年になります。昭和40年に観光客の無料休憩施設としまして県が設置をしたものです。地上2階建て、地下1階建ての建物でございます。昭和40年から平成9年までなのですが、レストランや売店として民間事業者による営業が行われておりました。それが平成9年までです。現在、平成29年になりますので、約20年間、実はその後は本体内部の活用はされておらず、屋上というか展望用になっていた建物でございます。

渡辺(英)委員 さっき老朽化によって解体というお話を伺いましたが、ここで解体する理由というのなかなかわからないんです。もうちょっと前でもよかったと思うのですが、今、解体しなければならないという理由についてまず伺いたいと思います。

小田切観光資源課長 スバルロッジにつきましては、建設から50年ほどが経過しまして、老朽化が進行しております。富士山が世界遺産になりまして、ICOMOS等からいろいろな御指摘がございました。要は、景観阻害の一因となっているのではないかと。平成27年度には、世界遺産富士山課で策定をしておりますが、富士山4合目・5合目ランドデザインという、あそこの4合目と5合目を今後どのようにしていこうかというところの将来的なビジョンなどをつくっております。そのビジョンによりまして、世界遺産富士山の神聖さを感じながら、ゆったりと富士山の山頂方面を望むことができる空間を5合目につくるということが必要というまとめになっております。5合目というのは小御嶽神社がございまして、ICOMOS等からしますと、あそこは昔からやはり小御嶽神社を置いて、神聖な地であったのではないだろうかということがICOMOS等からも指摘がござ

いまして、そこで神聖さを感じながら富士山を仰ぎ見るということも必要だろうというようなことございまして、現在老朽化している本施設を解体をするということになっております。

渡辺（英）委員　今いろいろな説明をしていただきました。私が県議員になって初めて観光資源課の所管する県の所有物として一番先に聞いたのもスバルロッジだということで、大変印象深いというか、そういう思い出があります。確かに前のほうへいろいろな売店ができたりして、ロケーションは本当に悪くなっちゃってね。やむを得ないかと思うのですけれども、さっき内部解体が終わって、これから躯体の解体ということですが、これは当初予算では一緒に盛れなかったの？その辺はどうなんですか。どういう段階でそういうふうになっているのか。よくわからないんだけど。

小田切観光資源課長　確かに当初予算で富士スバルロッジの内部解体経費を盛らせていただいております。工事の場所が富士山5合目という非常に特殊なところございまして、スバルライン開通時しか工事ができないということになります。そのため、4月から大体11月ぐらいまでの雪のない時期が工事が可能な時期とまずなります。当初予算のほうに盛らせていただきました内部解体につきましては、4月以降、環境省との協議などを進めまして、今、実はちょうど内部解体をしているところなのですが、登山期間終了後の9月から着工いたしまして、今、天井とか床とか壁材などを撤去しております。11月ごろには完了を見込んでおります。ただ、その後、継続して躯体の部分、外側の部分の解体工事をしようとしたとしても、雪が降ってしまいまして、実際の工事は少なくとも4月以降にずれ込んでしまいます。当初予算で躯体工事まで一括で発注をするという手法はなきにしもあらずなのでしょうけれども、一括して発注をしたとしても、12月ぐらいから3月ぐらいまでが工事中断期間、工事中止期間となってしまいまして、そのため同一工事としないで、躯体工事については今回の9月補正予算で別工事としております。

渡辺（英）委員　説明は聞いてわかりましたけれども、気になるのは1点、地下室ね。かなり強固なものをつくってあると思うんです。これについては解体はしないんだよね。するのですか。その辺をちょっと教えて。

小田切観光資源課長　地下室については解体します。

渡辺（英）委員　もう1つ気になるのは、5合目は観光客が大変多い。そういう時期に仕事もするのかなと思うのですが、廃材とか瓦れきだとか、タイヤの排出も難しいんだと思うんだけど、その辺の手はずはちゃんと万全にしてあるのかな。余計なことを言うようだけど、気になるので伺いたいと思います。特にまた安全管理をしながらしなきゃならんでしょうね。その辺のこの流れについて、最後に伺いたいと思います。

小田切観光資源課長　瓦れき等につきましては5合目のところで出たものを観光客に迷惑のかわらない時間帯などを考えまして下のほうへ運んでいくということを考えております。その手立ては検討しながらとっていく予定になっております。

渡辺（英）委員　下のほうへ運んでいただけじゃ答えになっていない。いつごろどういうふうにして、どこへプールして、最後どこへ行くか、どうするか。そこまでやっぱり県

の施設だから、何か問題があったら困るわけだから。詳細な計画があれば、できるだけ答えてもらいたい。

小田切観光資源課長 現在、登山シーズンではなくなりましたので、内部解体工事をしておりまして、畳とかは順次下に運んで、廃棄物処理業者のところへ運んでいきます。これから9月補正でこの予算が通りましたら躯体解体の工事をしていくわけなのですけれども、その躯体解体の工事も5合目で出たのを観光客に迷惑がかからないように、場合によっては途中の2合目とかそういったところに1回プールをさせて、迷惑のかからない時間帯にそういったことをして、またその2合目あたりから、また今度は下の廃棄物処理工場に運ぶというようなことを考えております。

渡辺（英）委員 最後をお願いします。非常に観光客が多いし、道路は1本だし、そういう意味ではお客さんに迷惑のかからないように最善の配慮をして、上がってきたものはみんなの目につかないように。その辺は難しいけれども、ちゃんとした対応をしてください。お願いします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 所管事項

#### 質疑

（昇仙峡グリーンラインの景観確保の取り組みについて）

猪股副委員長 私の場合は昇仙峡が地元になります。そんな関係で昇仙峡のグリーンラインについてお聞きしたい。先日、昇仙峡を訪問した際に道路管理者である県土整備部からグリーンラインの通行に支障がある枝とか草などですね、それは伐採されていましたが、道路周辺の斜面に生い茂った木々、また雑草、これが見受けられました。それは観光客に景勝美を堪能し、よい思い出として持ち帰ってもらうために目的地の動線上、これをやはり見合った整備をする必要があると思うんです。景観をよくするためにはね。

そこでまず、グリーンラインの沿線での景観管理について1点伺います。まず、昇仙峡に向かうグリーンライン沿線で景勝確保のためこれまでどのような取り組みを行ってきたか、その辺をお聞きします。

小田切観光資源課長 まず、グリーンラインの景勝につきましては、道路管理者による整備のほかに、おもてなし森林景観創出事業というのを森林環境部で実施しております。ただ、そのおもてなし森林景観創出事業に関しましては、実は観光部が若干絡んでおりまして、木の伐採とかは森林環境部がやるのですが、その箇所を選定というのを観光部で有識者を交えて選定会議というのをやりまして、箇所を観光部で決めて、実際の伐採は森林環境部がやるという連携事業でございます。

その連携事業におきまして、グリーンラインからの景観確保につきましては、地元甲府市からの要請にもよりまして、平成26年度になります、グリーンラインの開峡隧道というところから御岳隧道までの間におきまして樹木伐採や下刈り作業を実施しております。

また、翌平成27年度につきましては、その今のお話ししたところより若干下のほうになるのですが、湯の沢橋から開峡隧道の間におきまして同様の作業を実

施しているところでございます。

猪股副委員長 私、事業をちょっと間違えたかもわからない。景観の確保ですね。すみません、ありがとうございました。  
もう1点。27年度の今、話は聞きましたけれども、今年度の取り組みについてはいかがなものでしょうか。その辺をお願いします。

小田切観光資源課長 今年度におきましては、今お話ししましたおもてなし森林景観創出事業というものでグリーンラインではないのですが、グリーンラインより川に近いほうの馬車道というのがあります。その馬車道のほうを同様に伐採等を実施しております。

あと、グリーンラインにつきましては、中北建設事務所で年2回、道路管理者が必要と認める箇所につきまして除草などを実施をしていると聞いております。

猪股副委員長 なぜこの質問をしたのかというと、大分前までグリーンラインは有料道路でしたね。無料になってから大分管理が違うのではないかなということ。それは金銭的に財政面で当たり前なことだと思いますけれども、できるだけ昇仙峡の入り口ですから、できる範囲の努力をしていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

小田切観光資源課長 観光部だけでなく、県土整備部とか森林環境部も非常に関係する話だと思いますので、そこにも伝えまして情報共有をしていきたいと思います。



主な質疑等 農政部

第62号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 所管事項

質疑

(新魚の名称募集に対するお礼について)

土橋委員

今年度に入ってからうちの会派で2カ所の水産試験場を回らせていただきました。海のない山梨県が水産ということだから、ちょっと真剣に勉強させてもらいました。その中でいろいろな取り組みをしていることを十分理解させていただいた中で、本会議でも言ったのですけれども、ニジマスとキングサーモンの掛け合わせが世界で初めて成功して、これはちょっと海のない山梨県でこれはいけるかなんていうことをすごく感じて期待をしているところです。もう1つ驚いたのが、今年中に名前が発表されるなんていう話だったのですが、何と日本全県から名前の応募があって、三千百幾つという名前が来たということで、これはすごいことだなと。山梨県に目をくれていただいて、それだけの応募があったということ、これは素晴らしいことだなと思っているのですが、せっかくのチャンスですから、例えば名前が決まったら、その三千何人のところに例えば、当たった人だけじゃなくてね、おかげさまでこういう名前に決定しました、御応募ありがとうございました、ぜひ山梨県へ一度食べにきてくださいね、ぐらいのお礼の手紙を出したらと思うのですが、そんな計画はあるのですか。よろしく願います。

原花き農水産課長 今回の新魚の取り組みにつきましては、今、委員がおっしゃいましたように、ニジマスとキングサーモンの掛け合わせ、これは恐らく世界で初めて、日本初というふうに私どもは言っています。キングサーモンは非常に味がよいということで、世界の中では一番有名な魚というようなことがありまして、それに掛け合わせを初めて成功したということで、非常に私どもはブランド化にしていく、ブランド魚にしていくということで、今年度からいろいろ取り組みを進めているところでございます。

そんな中で、今お話がありました名称の公募につきましては、2月、3月で公募したところ、全都道府県から3,163件の応募をいただいたということでございます。非常にありがたいことだと思っております。現在、名称の選定について調整をしております。あと、名称の保護、権利の保護もしていきたいということがございまして、その作業を進めているところでございます。いずれ、非常に注目されていることでございますので、名称の発表についてはPRも兼ねて広く行き渡るようにしたいと思っております。先生から御指摘がありましたお礼の手紙につきましては、また当課でも検討させていただいて、いずれ応募していただいたことにつきましては、それなりにはお礼をしていかなければいけない

とは思ってございますが、やり方につきましてはまた検討させていただければと思います。

土橋委員

ひょっとすると頭の中にそんな話はなかったのかなとも思ったりもするのですが、名前が決定した人のところにあなたのが決まりましたというのはともかくとして、決まらなかった人たちに対しても、こういう形で応募総数がこんなにたくさんあって、これだけのことがあってということは、山梨県に目を向けてもらえただけでも素晴らしいことだと思う。パンフレットなんかと一緒に送って、ぜひ山梨へ食べにきてくださいというようなことをするのは、例えば1回送ると100円じゃ送れないと思います。郵便料と封筒だとか印刷すれば100円ちょっとかかるのが3,163件という、間違いなく40万円とか50万円とかいうお金が必要になってくるから、予算の中にも入っていないと思うのですが、PRするというのであれば、絶対に予算取ってでも、せっかく応募してくれた人にそのお礼をするというのは、今からどんどん発展していく要素のためにも必要なことだと思うし、それに投稿してくれた人も、こういう名前に決まったのかと、わざわざそれを出してきたわけですから、ああ、いい名前だねと思ってくれるかもしれない。そういう、こっちからのお礼の気持ちが伝われば、じゃあ行ったときに食べてみようかなと。

この間、台湾からやまなし大使になられた方が来たときに、中村会長たちと一緒に食事会をして、そのときの食事もサーモンが出てきたんですけど、今どこへ行ってもマグロだとかイカだとかハマチみたいなものを出すんじゃなくて、刺身系はそのサーモンだけだと。みんなが口をそろえて言ったのは、うまかったと。てんぷらにしても何にしても、みんな山梨産のものを出すと。ワインも山梨産のもの。古名屋さんでやったんですけど、古名屋さんで出していないワインが出たから、これはっていったら、注文のときの要望で全部県産のそういうものにといいことで、1つ1つがそういう気を遣いながらやることってすごい大事だと思う。

予算、今からかかりますけど、ぜひお礼の手紙で山梨に気持ちを向けてもらえるようなことをするためには、せっかくの3,163人の応募ですから、ましてや名前が当たった人にはしっかり何か山梨へ来たときの、どこどこで食べられるみたいな案内だとか、何かお礼の気持ちを出すのはすごくいいことだと思います。ちょっと長くなりましたけど、ぜひ3,163人のところに対して新しい公募の名前が決定したこと、それと山梨の観光PRもしながら、そういう手紙を出す、そういうこともやってもらいたいと思います。改めてもう1回お願いします。

原花き農水産課長 委員の今の御指摘も含めてまた検討させていただきたいと思います。いずれにしても、非常に注目されているというチャンスでございますので、このチャンスを逃さずに、いかに知っていただくかということがまず大切だと思います。ということで、食べていただく機会もつくっていきたくは思っていますが、まだ開発途中というようなことで、今、食味を向上させる試験をさせていただきますので、そういったことも含めてブランドとして浸透していく取り組みを進めながら、PRも考えていきたいと思っております。3,163件の応募は非常にありがたいことですので、いかにお返しするかということにつきまして、また考えていきたいと思っております。

(県産果実の国内販売の取り組みについて)

杉山委員

県産果実の国内の販売についてちょっとお聞きをしたいのですが、御案内のように日本の人口がどんどん減っていくという中で、市場がどんどん小さくなっていくという流れの中で、外国産の品種だとか、それぞれの品種改良だとか、多種

多様なものが出てきて、本当に競争がどんどん激化していくという状況の中で、いかに県産の果実を国内で販売していくかというのは大きな問題だと思います。そういう意味では、先ほど台湾の話も出ましたけれども、知事のトップセールスというのは一つ大きな力になるのだらうと思っているのですが、その知事のトップセールスですね、今まで国内のトップセールスに対してはどういうことをされているのかお聞きしたいと思います。

草間販売・輸出支援室長 ただいまの御質問にお答えいたします。国内の知事トップセールスにつきましては、平成19年度から実施しておりまして、昨年度までの10年間になりますが、大消費地であります京浜地区や関西地区を中心に、主なところでは東京で10回、大阪で5回、京都、名古屋で各2回ずつ実施しておりまして、これによりまして市場関係者との関係を強化するとともに、消費者への試食提供などを通じまして県産果実の品質の高さをアピールしてまいりました。

杉山委員 過去そういうことをされているということですが、当然、今年度も知事のトップセールスがあると思いますが、予定があればその予定と、あわせて知事のトップセールスによってどういった成果を求めているのかお聞きしたいと思います。

草間販売・輸出支援室長 本年につきましては、東京と大阪で実施したところでありまして、7月に桃をメインとしたトップセールスを東京都中央卸市場の大田市場と果実専門店のサン・フルーツ銀座三越店において実施いたしました。また、8月にはブドウをメインとしたトップセールスを大阪市中央卸市場本場と現地の大手スーパーマーケットのイズミヤスーパーセンターにおいて実施したところでありまして、東京、大阪いずれにおいても知事その先頭に立たれまして卸売市場では市場関係者に対しまして本県産果実のトップブランドであります「うんといいい山梨さん」の果実を初めとする高品質な桃やブドウなどをPRするとともに、卸売会社幹部との市場懇談会を開催いたしまして、意見交換を実施したところでありまして、また、果実取扱店におきましては、消費者の方々に桃やシャインマスカットの試食を提供するなど、本県果実のおいしい味をPRしてまいりました。

杉山委員 いずれにしても国内市場に対する販路拡大という意味では、今、質問させていただいた知事のトップセールスだけではなくて、いろいろな角度から販路拡大をしていかなければならないと思っております。そういう意味では、そのほかいろいろなアプローチの仕方があるのだと思いますけれども、もし具体的なこういうことを考えているんだとか、そういうものがあればお聞きしたいと思います。

草間販売・輸出支援室長 先ほど説明した国内トップセールスにつきましては、今年の成果につきましては7月に実施した果実専門店のサン・フルーツが、7月のトップセールスが大変好評だったということから、8月にサン・フルーツのほうから、東京都内で展開する4店舗全店において新規にブドウフェアを開催したいとの企画提案がございまして、先月、9月13日から19日まで7日間、サン・フルーツの全4店舗におきまして人気の高いシャインマスカットとか、あるいはピオーネを中心としたフェアを実施したところでございます。

また、大阪で実施しましたイズミヤスーパーセンターにつきましては、今年度、本県産の高品質な果実を新たに取り扱いいただいた店舗でございまして、また、さらに店舗数も大阪や京都を中心に80店舗以上展開する大きなスーパーでございまして、今後取り扱い量の増加が期待される果実取り扱い店舗でございまして、

ここの役員の方との意見交換等により、新たな販売関係を築けたことが大きな成果となっております。これらの成果をもとに果実専門店やスーパーマーケットの取扱店との関係を一層強化することも大事と考えております。

また、消費者の方々へ県産果実の魅力を発信して、認知度の一層の向上を図り、また、市場関係者との関係の一層の強化により、有利販売や取扱量の増加につなげることも販売促進には大変重要なことと考えておりますので、引き続き継続して知事に先頭に立っていただき、農協関係者とも連携をしながら、市場関係者、果実取り扱い店舗、及び消費者につきまして、フルーツ王国やまなしと県産果実の品質の高さをアピールして一層のファンの拡大に努めてまいりたいと考えております。

杉山委員 今、トップセールスの話ですけど、結構です。トップセールス以外にもいろいろな角度のアプローチの仕方が販路拡大にはあると思うので、ぜひいろいろな角度から県産果実が国内で売れるように努力をしていただきたいと思います。

(醸造用ブドウの生産振興の取り組みについて)

猪股副委員長 醸造用ブドウの生産振興についてお伺いします。国産ブドウでつくる日本のワインの人気の高まる中で、本県の特産であるブドウを、甲州市では国内外で安定した需要の拡大が見込まれ、ワイナリーからは増産が求められていると聞いています。これに対し、県では本年度、醸造用ブドウの生産振興についてさまざまな取り組みを進めていると思います。この取り組みについて幾つかお伺いします。まず、現在、県内のワイナリーではワインの仕込みが始まっているようですが、今年の醸造用ブドウの作柄はどのようでしょうか。その辺をお伺いします。

武井果樹・六次産業振興課長 今年の醸造ブドウの作柄についてという御質問ですけれども、今年は御承知のとおり6月から7月に非常に雨が少なかったということがありまして、房とか粒が若干小振りだということは伺っております。ただ、その分、醸造用として見ますと、内容成分が非常に凝縮した良いワインができるんじゃないかという話も聞いておりまして、我々としても今年産のワインの出来に期待をしているところであります。

J Aの聞き取りによりまして、9月末現在で収穫が約4割程度進んでいるというふうなことでして、今、収穫の真っ最中というのが現状であります。

猪股副委員長 わかりました。今年のワインも品質のよいワインができ上がることを期待しています。

こうした中、国内外で注目される日本ワインは需要の拡大が見込まれておりますが、原料生産はただ増産するだけ推進するものではなく、需要に見合った生産が必要だと思えます。そこで県では醸造用ブドウの増産についてどのように考えているのか、または進めていくのか、その辺をお伺いします。

武井果樹・六次産業振興課長 委員御指摘のとおり、農家の経営の安定のためには需要に見合った増産が極めて重要と考えております。このため、平成27年度になりますが、有識者、それからワイナリー、農業団体など、醸造にかかわる関係者が一堂に会し、これから山梨の醸造用ブドウをどう生産していくんだというような話し合いの場を持ちました。その結果、今後10年間の取り組みというものを山梨県ワイン産地確立推進計画というものに定めまして、これに沿って増産を図っていくという取り組みになっております。この計画では、本県主力品種であります甲州種を10年後には現状より約1,000トン増加させるということを目標にして

おりまして、現在、この目標に向けて、一遍には無理ですので、年々計画を立てて増産に取り組んでいるというのが状況であります。

猪股副委員長 最後になりますけど、ただいまの課長の説明で、増産に向けた基本的な考えについてはわかりました。そこで、具体的に取り組みというのはどのように進めているのか、その辺を伺います。

武井果樹・六次産業振興課長 さまざまな面から増産に向けて取り組んでおります。まず生産基盤をしっかりとしなければいけないというのがあります。これはワイナリーとの長期取引契約、契約栽培ですね、これを前提にしまして、新たに醸造用ブドウの栽培を始める農家に対しまして苗木や棚の改修などにかかる経費を補助しているところであります。

また、甲州種につきましては、苗木の供給も不足しているという現状がございますので、本年度から新たに県農業振興公社が行う苗木生産に対しまして支援を行い、来年度から何とか供給するような方向に持っていくような状況になっております。

さらに、生産基盤はつくってもつくり手がない、こういう状況も出てきております。これは担い手が年々高齢化してきている。そこでさらに人材育成についても昨年から取り組んでおりまして、新たな担い手の育成を目指しまして、昨年度は山梨大学との連携の中で、栽培セミナーというものをスタートさせております。本年度からはさらに、栽培者をより実践的なプログラムで育成していこうというようなことで、就農のきっかけづくりになります栽培体験プログラムをスタートさせているところであります。

主な質疑等 エネルギー局・企業局

第61号 山梨県公営企業の設置等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

やまなしエネルギービジョンの進捗状況等について、執行部の申し出により、説明が行われた。

質疑 なし

主な質疑等 産業労働部・労働委員会

第62号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(企業立地対策費について)

杉山委員 産の3ページになりますけれども、今、説明をいただいた企業立地対策費ということで、今回4億円近くの補正を組まれているわけですが、先ほど説明の中であったのですが、地元の製造業が活性化するということは当然、雇用も増えるし、税収も増えるということで、こういった政策というのは大変重要なことだと思っております。そこで、先ほど説明の中で4社という説明があったのですが、この具体的な内訳がわかれば教えていただきたいと思えます。

一瀬企業立地・支援課長 まず、4社中、最初に申し上げましたシチズン電子タイムル株式会社につきましては、投資額が約22億円でございました。空き工場の取得に対してその5%、あと、改修費やその他の設備に対する助成10%の助成率で約2億円を助成することとしております。また、ほかの3社につきましては、いずれも自社の敷地内で工場等を増設するものであり、投資額の5%を助成することとしておまして、第一精工株式会社につきましては投資額約10億円に對しまして約5,000万円、アリメント工業株式会社につきましては投資額22億円に對し、約1億1,000万円、昭和産業株式会社につきましては投資額約6億円に對しまして約3,000万円を助成することとしております。

杉山委員 今、補助率が10%の場合と5%の場合との説明があったのですが、もう少し具体的にこの助成制度がどういうふうな形になっているのかということと、補助率について10%、5%、その辺についてもう少し具体的に説明していただきたいと思えます。

一瀬企業立地・支援課長 この事業は、県内に工場を新たに建設した場合や、自社の所有地に工場等を増設した場合に、操業1年以内に増加します従業員の数に応じまして、土地部分を除きました建物や機械設備に係る経費の一部を助成するものでございます。助成率につきましては、新たな土地を取得して工場を建設する場合につきましては10%、自社の所有地に工場を拡張する場合は企業の負担が比較的小さいことも考慮しまして5%を助成することとしております。空き工場の取得につきましては、その中間と申しますか工場の取得に対して5%、機械の整備や設備の整備、改修費に對し10%の補助率としているところでございます。

杉山委員 今回そういう企業立地対策費ということで、企業の活性化に向けてこういう制度を設けたわけですが、当然ながら今回も4億円近くの補正をつけて助成をするということになるわけです。当然ながら、そこには見込みがなければならぬと思うのですが、今回、この4億円近くの助成金を交付するに当たってどういった成果といいますか、見込みを持っておられるのかお聞きしたいと思います。

一瀬企業立地・支援課長 直接的な効果といたしましては、まず、県内の雇用の増加がございませぬ。そしてさらに事業税や市町村の固定資産税の増加、また、県内中小企業への受注機会の増加なども見込まれるということがありますので、県内経済への波及

効果が大きいと考えております。

杉山委員　　そういったことで県内の企業をさらに活性化をして、そういうことがひいては定住人口だとかいろいろなところに大きく影響を及ぼすということにつながればいいと思うのですが、この助成制度が始まって、最近の交付実績、それとあわせて今後の企業立地の動向についてお聞きをしたいと思います。

一瀬企業立地・支援課長　最近の助成金の交付状況でございますけれども、一昨年の平成27年度には4件で約5億円、平成28年度は5件で約6億5,000万円の交付状況となっております。一方、本年度は当初から6月、9月補正予算を合わせまして合計で11件、約8億3,000万円と、昨年度、一昨年度に比べて大きな伸びとなっております、やはりいろいろな経済指標の示しますとおり、景気の緩やかな拡大に伴いまして企業の設備投資意欲が高まっている影響によるものではないかと感じております。

現在も幾つかの企業からも問い合わせが寄せられている状況でありますので、これらの企業の計画が具体化し、条件が整った場合は予算の計上をまたお願いすることとしております。よろしくお願いたします。

杉山委員　　いずれにしてもそういったいろいろなもろもろの成果が出ているということでありまして、これからやっぱり雇用という環境というのは県民にとって非常に重要なところでありますので、ぜひこういった制度をさらにアピールをしていただいて、県内企業がさらに活性化するようにぜひ努めていただきたいと思います。答弁は結構です。

渡辺（英）委員　関連して伺いますけれども、全額県費ということですから、これはかなり県民の皆さん方が注目している事業だと思うんですね。今、製造業者ということでひとくりで説明しているけれども、その中身だよ。4社全部同じでないと思うんだけど、その細かいことはわかるのかな。業種についてもう少し丁寧に説明してもらいたい。

一瀬企業立地・支援課長　会社の中身ということでございますと、1つ目のシチズン電子タイメルのというのは昭和52年にシチズン電子株式会社の子会社としまして富士吉田市に設立した会社で、現在は照明用のLEDとかチップLED、小型スイッチなどを生産しておりまして、本社工場は富士吉田市向原にございます。本社工場も従業員数は492名ということで、それを笛吹市に増設して、60名規模の従業員を増やすということを考えているようでございます。

第一精工は京都に本社があります東証第一部の上場企業でございます。昭和61年に山梨市正徳寺に山梨工場を設立しまして、このほかにも海外展開なんかをしている大きい会社でございますけれども、山梨工場では車載用のセンサーの部品とか電子ユニット用コネクタなどの自動車用関連部品等を主に製造しているということで、従業員数が91名ということで、今回その敷地内に第2工場が増設されるということで、61名という多い人数がまた雇用されるということでございます。

アリメント工業は昭和58年に南部町にソフトカプセル製造メーカーとして設立されまして、南部町のほかにも静岡県にも工場がございまして、総数で言いますと330名の従業員で、その南部工場が今、122人とかなり大きい規模の雇用をしております。さらに今回の増設により25名を雇用することとしております。製品については健康食品とかサプリメントの受託製造が中心でございます。



昭和産業につきましては、昭和39年に蕪崎市に設立されたものでございまして、現在は半導体とか液晶製造装置の製造を主としてございます。工場は蕪崎市の上ノ山工場、甲斐市の双葉工場がございまして、従業員合わせて200人という、これも一定規模を持つ会社でございます。今回、上ノ山工場の増設を行いまして、これにより10名従業員を増加させるということを考えているようでございます。

4社の説明は以上でございます。

渡辺（英）委員 こうした取り組みというのは山梨を元気にする源ですから大変ありがたいなと思うのですが、今回はもともと山梨にあった工場が拡充とか、そういうことですね。今、何人、何人と言ったのですが、実際はこの4社で新たに雇用が発生するのは何人になるの？今、いろいろ言ってたね。それは把握しているんだよね。してなきゃおかしいよな。それをちょっと教えて。

一瀬企業立地・支援課長 4社合わせまして156名の増加となっております。

渡辺（英）委員 156名という雇用が発生するというのは久々に聞いた大変うれしい話だなと思うんです。本当にそういう意味では御苦労さまでございました。

最後にね、ここで補正でこういうものが上がったということに関しても皆さん、多分ここまで努力してきたんだと思うんですね。今後の見通し聞くわけにいかない。所管じゃないんだからな。この事業をあれだね、間違いなく遂行するための努力をお願いしてということで終わりたいと思います。見通しはいいや。答えられる？

一瀬企業立地・支援課長 先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、どこの企業ということは申し上げられませんが、現在も幾つかの企業からこの景気の拡大の状況を反映しまして問い合わせが寄せられている状況でありますので、そこら辺の計画がまた具体化しまして、いろいろな条件、要件をクリアするようなことができた場合には、その時期に応じてまた予算等を組み立ててまいりたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 所管事項

#### 質疑

（イオンモール甲府昭和の増床に対する対応について）

土橋委員 先月の15日ですか、増床イオン11月23日開業ということが新聞に出てきました。イオンモール甲府昭和は平成23年にオープンしましたが、そのとき横内知事を先頭に周辺の交通量だとかいろいろなものを勘案して店舗面積をもう少し減らしてくれないかという願いをして、約4割ぐらいを減らしてもらったと思っています。新聞では、今回の増床計画においても店舗面積を削減した経緯などが報じられていますけれども、どのぐらいの規模の店舗になるのかまずお伺いします。

高野商業振興金融課長 ただいまの土橋委員の質問にお答えいたします。11月23日にオープンいたしますイオンモール甲府昭和の増床につきましては、規模的には店舗面積が現在2万8,000平米ほどございますが、1万7,600平米ほど拡張いたしまして、合計で4万5,600平米ほどの規模になります。現状の規模の大体1.6倍程度の規模でございます。それ以外に、店舗が広がることで駐車場台数につきましても現在2,500台程度の駐車場規模でございますが、これも1,030台ほど増やしまして、3,530台と報告を受けております。店舗のほうも現在、130店舗ほどの出店でございますが、50店舗ほど新しく加わりまして、全体では約180店舗ということでございます。

ちなみに、現在、店舗面積では岡島百貨店が一番大きい商業施設でございますが、イオンが増床することに伴いまして、イオンが4万5,600平米でございますので、イオンが県内では一番大きい商業施設という形になります。

土橋委員 新聞にもね、岡島を抜いて山梨県一の大きさだということになりますけれども、開業から6年たって、昭和通りを中心に周辺の道路が渋滞しているとか、そういう話も聞いています。今回のリニューアルで県内最大規模の店舗になることによって、新たに若者にすごく人気のあるようなファッションブランドが入ってきたりということで、さらに車の渋滞とかそういうものが出るんじゃないかと思えます。11月のオープンまでにはまだ若干時間がありますけれども、渋滞対策というのは必要だと思いますけれども、県の対応は何か関与しているのでしょうか。

高野商業振興金融課長 イオンモールの増床に伴う交通渋滞の件の御質問かと思えます。イオンモールにつきましては、大規模小売店舗立地法の手続の中で、なるべく周辺の交通渋滞を減らそうということで右折レーンを2カ所ほど延長をいたしましたり、あとはいわゆる駐車場に入る車と出る車なるべくスムーズに動くような形でイオンのほうでも場内サインを設置したりとかいう対応をとってございます。それから、今現在も交通混雑についてはイオンと協議をしております。例えば車の来退店を抑えていただくために、現在、甲府駅からシャトルバスが1時間に2本出ているのですけれども、こういったものの増発ができないかといったこともイオン側が関係機関と今、協議をしている状況でございます。

いずれにしても、オープン後について実際に交通状況があまりうまくないようであれば、引き続き県とイオン、関係機関のほうで協議をしながら、十分な対策をとるという同意もできております。渋滞対策についてはこれからも注意しながら取り組んでいきたいと考えております。

土橋委員 前回の6年前のときの陳情なんかをいろいろ受けてもね、絶対それをやっちゃいけないよというルールもないわけですから、何かを持っていく理由の1つとして渋滞緩和とかいう、そういうものを理屈につけたような気がすごいですけど、今回、今50店舗ですか。

高野商業振興金融課長 新たにです。

土橋委員 新たに50店舗が増えてくるということになると、やっぱりいろいろな意味で売れる予想がなければそんなことしないわけです。若者中心に県内での消費が増えてくれるというのはこれはありがたいことで、みんな東京へ買いに行っちゃうよじゃなくてね、若者中心に消費が増えることはすごい期待するところがあるんですけど、前回もデモ隊を組んでやめてくれんかとか、いろいろな問題がありましたけど、現在の甲府の中心市街地などからもさらに客がそっちへみんな行っ

やうということになると、中心市街地の影響もかなりあるんじゃないか、そんなことも思います。イオンの増床により県内で消費が増えるのはいいけど、地域の商店や甲府の中心街が元気になることがものすごく重要なことでもあると思いますけど、県はその辺に対しての対応をどうなさっているのか教えてください。

高野商業振興金融課長 イオンモールにつきましては、今年の1月31日に甲府市、それから甲府市の商工会議所、それから甲府の商店街連盟と地域貢献協定というものを締結したところでございます。この締結では、いわゆる甲府市の中心市街地の活性化への協力ですとか、それから、イベントですとか、観光情報等をイオン側は積極的にPRしていくと。それから、また、イオンはWAONカードというカードを持ってありますけれども、こういったものを使いながら、地域の商業の活性化もお手伝いしていくと表明しておりまして、31日に協定を結んだところでございます。

また、県でも今、委員から御指摘がありましたように、商店街の施設整備ですとか、空き店舗を活用した創業ですとか、それから誘客を図るイベント開催などに対しましては引き続き市町村と連携しながら、商店街の活性化の事業に取り組んでいきたいと考えております。また、甲府の中心市街地につきましては、甲府市のほうで甲府市中心市街地活性化基本計画というのを立てておりまして、その中に県の役割分担としての事業が位置づけられておりますので、そういった事業についても引き続き県として一生懸命取り組んでいきたいと考えております。

土橋委員

イオンが間違いなくそれだけ大きいものできてきて、集客力があるということであれば、当然、中心市街地や地元商店などといい関係を持っていてもらわなきゃ困るということで、イオンのおかげで周りの商店街がみんな潰れちゃったよでも困るし、中心街ももっともっと閑古鳥が鳴くような状態でも困ると思うんです。しっかり地域経済の活性化に貢献していただくということを県においても、増床後の様子なんかを注視してもらって、交通対策を初め、いろいろな意味で関係者とも十分に連携をしながらしっかりと対応していてもらいたいと思います。イオンはできたけど周りがだめになったでは困りますから、その辺のところをしっかりと県のほうでもって注視していただいて、協力態勢をとっていただきたいなと思います。答弁いいです。質問はこれぐらいにしておきます。よろしくどうぞお願いいたします。

(織物産業の振興に対する取り組みについて)

水岸委員

織物産業の振興について質問をさせていただきます。6月に2度ほど山日新聞にも掲載がありましたけれども、郡内織物の産地は近年、国内市場だけでなく海外市場に目を向け、展開を図っていると聞いております。ファッション系の分野において海外展開を成功させるためには、ヨーロッパでPRし、評価を獲得することが不可欠だと思います。郡内の産地もヨーロッパの展示会に積極的に出展し、認知度を高めていくことが重要であると思います。そこで、展示会の出展について、今年度の県の支援状況についてまず伺います。

津田地域産業振興課長 ヨーロッパでの展示会ですけれども、織物につきましては世界最大規模の展示会がイタリアのミラノで毎年開かれております。郡内織物の産地組合がこのイタリアのミラノの展示会へ平成26年度から毎年出展しておりますが、県でも平成26年度から4年になりますけれども、支援しているところでございます。今年度につきましても、7月11日から13日まで展示会が開かれました。ここに郡内織物の4つの会社の産地組合として出展いたしました。その経費について

県でも補助をしております。

水岸委員 ミラノの展示会に4年間出展しているということですが、どのような成果が出ているのか伺います。

津田地域産業振興課長 ミラノの展示会出展の成果ですが、まずやはりヨーロッパのバイヤーの間に郡内織物、それからその産地というものの認知度が上がってきているということが言えると思います。最初はバイヤーに相手にもされなかったところもありますし、ブース自体に来ていただけなかったのが、現在では郡内織物のブースのところへ直接来ていただいて、商談ができるようになっていきます。件数で言いますと、これまでに749件の商談ができて、そこから話が進んでサンプルをつくるための生地注文というのがこれまでに42件ございました。そこからその商品が生産されることになって、生地の生産の注文も累計で6件という発注が来ております。ヨーロッパへ進出するための足掛かりができていく状況だと思います。

水岸委員 私の前職は織物業をやっておりましたので、知人も多く携わっておりますので、ぜひ積極的な支援をお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

(企業立地促進に対する取り組みについて)

渡辺(英)委員 さっき補正予算で伺ったのですが、企業立地についてね。概算50億円の投資でということですね。雇用も157人ですか発生する。大変ありがたいと思うのですが、このほかに山梨へ進出したい企業の情報とか、そこを伺いたいですけれども、どうですか、今。

一瀬企業立地・支援課長 このほかには企業立地基本計画というものがございまして、そちらに手を挙げていただくような企業があります。ただ、今それはいろいろ調整中ございまして、どここの企業ということは申し上げられないのですが、そちらの助成金というのは3億円以上投資額があるとか、10名以上の雇用が確保できるとか制約がありますので、そういう制約に引っかかるような企業もございまして、そういったものは別の計画のほうでそれは不動産取得税が減免になるとか、いろいろなそういった企業にとってのインセンティブになるような支援策がありますので、そちらのほうから進出というようなことで把握している企業はございます。

渡辺(英)委員 全部の企業が助成金の対象にならないのは承知しているわけですが、そうはいても助成金対象の事業だけでは、これまた偏ってしまうということで、いろいろな業種に対してアプローチは当然していただけるものと思います。一方で10年後リニア開通というようなことがありますから、本県の経済情勢という産業の構造も大きく変化していくのだろうなという思いがあるわけですが、それを見据えての考え方というのはあるんですか。もしあれば伺いたいと思います。いかがですか。

一瀬企業立地・支援課長 今申し上げました企業立地基本計画という今までの計画でございまして、それによって山梨の機械電子産業がある程度集積されているような状態でございますけれども、こういった、国のほうでもこの企業立地促進法という法律にかわりまして地域未来投資促進法というような新しいスキームでいろいろな産業の、地域の特性を生かした成長性の高い分野に助成する、取り組みを支

援するというような、そういった計画も策定しておりまして、そういった面で今まで集積したロボット製造産業とか医療機器関連産業、燃料電池関連産業とか、半導体関連産業、通信用デバイス産業など、こうしたものの集積を活用した成長性の高い分野に挑戦する取り組みを今後支援することとしております。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・ 閉会中に実施する継続審査案件調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を11月上旬に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。
- ・ 8月29日から31日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる県外調査については、議長あてに報告書を提出した旨報告した。

以 上

農政産業観光委員長 塩澤 浩